

ご存じですか？障害者差別解消法

障害者差別解消法とは、障がいのある人 この法律では、「不当な差別的取扱い」とへの差別をなくすことで、障がいのある人 「合理的配慮をしないこと」が、障がいをもない人も、ともに生きる社会をつくるこ 理由とする差別に当たります。

不当な差別的取扱い

合理的配慮をしないこと

正当な理由なく、障がいがあるということで、サービスの提供を拒否、制限したり、また、障がいのない人は付けない条件を付けたりすることは、**不当な差別的取扱い**となります。

とが理由で断られた。

※他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

△視覚障害があると伝えたのに、書類を渡されただけで内容を読み上げてもらえなかつた。

△車椅子利用者が施設内の段差があるところで手助けを頼んだが、サポートしてもらえなかつた。

など

例えば…

合理的配慮の例

障がいのある人から、困っていることを取り除いて欲しいと求められたとき、負担になり過ぎない範囲で解決するための工夫を、**合理的配慮**といいます。

その人の障がいに合ったやり方、工夫による対応を行わないことは、差別に当たります。

△お店に入ろうとしたら、車椅子を利用していることが理由で断られた。

△視覚障害があると伝えたのに、書類を渡されただけで内容を読み上げてもらえなかつた。

△車椅子利用者が施設内の段差があるところで手助けを頼んだが、サポートしてもらえなかつた。

など

「不当な差別的取扱い」

「合理的配慮」

をすることは行政機関（国や市町村など）と民間事業者（会社やお店など）で禁止されています。

「合理的配慮」は、行政機関は必ず行う必要がありますが、民間事業者はできません。

身体的虐待

精神的虐待

暴行などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。

身体を縛りつけたり、過

障がい者虐待の防止

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、障がい者虐待の未然防止や早期発見、また、養護者の支援をすることにより障がい者の権利や利益を守ることとなっています。

剥奪投棄によつて身体の動きを制限する行為。

物理的虐待

脅しや侮辱など著しい暴力や威圧的な態度、または無視、嫌がらせなどの著しい拒絶的な対応など、心理的外傷を与える言動。

性的虐待

本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態のわいせつな行為。

放棄・放任(ネグレクト)

食事や排せつ、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなどにより生活環境を悪化させること。

経済的虐待

本人の合意無しに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

※障がい者虐待が疑われる場合は、通報しなければなりません。